# 「2012年版訪問看護関連報酬・請求ガイド」の補足・訂正について

下記のとおり、初版の補足・訂正をさせていただき、第2刷、第3刷を発刊しました。ご購入いただい た皆様にはお手数をかけて申し訳ございませんがご確認方よろしくお願いいたします。

# 2012 年 4 月発行 [初版]

- P 1 5 ■留置カテーテルの範囲の 2 行目 【訂正】廃液の<u>正常⇒性状</u>
- | P 1 7 | (11) 退院時共同指導加算:600単位/回 【追加】○准看護師を除く
- |P19| 上から1行目 【訂正】13) サービス提供体制強化加算⇒ (13)
- P35 下から4行目 【訂正】訪問看護基本療養費 (Ⅲ) ⇒訪問看護基本療養費 (Ⅱ)下から3行目 【訂正】月の途中で入所 ⇒ 月の途中で入居
- |P36| 3) 訪問看護基本療養費(Ⅲ):8,500円 【追加】※要介護被保険者等も算定可
- - (7)乳幼児への訪問看護基本療養費(I又はIII)の加算 【訂正】(I又は $\underline{III}$ )  $\Rightarrow$ (I又は $\underline{II}$ )
- | P 6 0 | <退院時共同指導加算>の介護保険の備考欄 【追加】「○准看護師を除く」
- | P 6 1 | 医療保険の<特別管理加算>の備考欄 【追加・修正】
  - 「○1人の利用者に対して訪問看護を提供している1か所の訪問看護ステーションが算定可」
  - ⇒要件を満たす場合は2か所、又は、3か所の訪問看護ステーションが算定可

#### 2012年6月発行[第2刷]

- [P 1 7] 上から3行目「歴月」⇒「暦月」
- | P 2 1 | 下から 1 行目の最初に「厚生労働大臣が定める疾病等の訪問看護及び」を追加
- |P 3 8| 2 ) 長時間訪問看護加算の※算定要件の追加⇒「1 日につき 1 回の算定」、P57 の表中にも追加
- P51
   1.居住系施設等の入所(入居)者に対する医療保険の訪問看護の表中の追加⇒
  介護老人福祉施設では◎精神科訪問看護・指導料、精神科訪問看護基本療養費(I、Ⅲ)、精神科特別訪問看護指示(書)の訪問看護が算定可

### 2012年7月発行[第3刷]

- P 2 7 (2) 退院・退所加算:300単位の要件:「入院または入所期間が30日以下の場合で」⇒ 「入院または入所期間中に」
- P 5 6 医療保険の「同左」を削除

# 2012年4月発行[初版]~2013年1月発行[第4刷]

- P7 要介護度別の居宅サービス等支給限度基準額(利用できる上限)
  - 要介護1 16,560単位 → 16,580単位
- P 4 0 6) 難病等複数回訪問看護加算 → 難病等複数回訪問加算